

もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業

業務委託仕様書

福島県伊達郡桑折町

1 仕様書目的

本仕様書は、桑折町（以下、「甲」という。）が委託先事業者（以下、「乙」という。）に委託する「もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業」に係る業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

2 事業目的

東日本大震災及び原子力災害が発生してから 10 年以上が経過し、その間、町は農産物及び土地に対する風評被害を払拭するため、安心・安全を訴求する様々な施策を行い、少しずつ消費者や観光客が戻りつつあった。しかし、令和 5 年に ALPS 処理水の海洋放出されたことで、新たな風評被害発生が懸念される状況となり、改めて桑折町産農産物等の魅力や安全性を強く発信していく施策が必要となった。

本事業は、様々な情報発信媒体を用いて桑折町の魅力の情報発信を効果的に行い、風評被害払拭を目指すものである。

3 委託業務名

もっと桃っと！KOORI プレミアムプロモーション事業業務委託

4 委託業務期間

委託契約締結の日から令和 7 年 12 月 26 日までの期間

5 委託業務内容

「献上桃の郷」桑折町の更なる認知度向上・魅力発信を図るため、以下の取組を行う。

ア 県外に対して桑折町産農産物等の魅力や安全性を情報発信し、風評被害払拭に取り組むこと。なお、情報発信にあたっては、仙台圏をメインターゲットとしながら、その他の誘客が期待される地域も対象とすること。

イ 情報発信にあたっては、以下の取組を実施すること。

(1) テレビ番組の活用

本町産桃の最盛期である 7 月～8 月中旬頃までに、主に仙台圏域を対象とする桃にフォーカスした番組を放映し、本町の観光 PR を実施し、観光誘客を行うこと。

なお、当該地域において、情報発信力、影響力が高く、認知度のあるタレント・番組等を適宜起用し、本町 PR の効果を向上させること。

(2) イベントの企画

A 令和7年5月14日開催予定「東北楽天ゴールデンイーグルス」冠協賛試合「献上桃の郷」桑折町デーにて、楽天球団が設置するスタジアム外周ステージで、本町をPRする取組を行うこと。

なお、時間は10分程度を予定しているが、楽天球団との協議によって変更になることがある。

B 本町産桃の最盛期である8月に、仙台圏域やその他の誘客が期待される地域に本町産桃をはじめとした特産品をPRできるようなイベントの機会の確保・調整を行うこと。

なお、上記のイベントは、既存イベントへの参加、新規イベントの企画・運営のどちらでも差し支えない。

(3) PR動画の作成および活用

本町産桃を含めた本町の魅力をPRする動画を作成・活用し、SNS等にて効果的に発信を行うこと。

(4) その他媒体による情報発信

(3)の取組に加えて、その他情報発信媒体も検討し、効果的に広報活動を行うこと。

エ 情報発信においては、PV数等の効果測定データを可能な範囲で取得・分析し、甲に提出すること。

オ 乙は業務実施にあたり、総括責任者及び担当者等を定め、体制を構築すること。

カ 乙は、業務実施にあたり、出演者、視聴者との間に発生したトラブル等、緊急時については責任をもって対処すること。

6 提出書類

乙は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ア 着手届
- イ 総括責任者通知書
- ウ 事業実施計画

エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

ア 実績報告書（正副本 1 部ずつ）

イ 本業務に関するデータ

ウ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

7 支払条件

甲は、本業務終了後、乙が提出する実績報告書等の確認・検査等を適正に完了した後、業務に係る経費を支払うものとする。

8 業務の一括再委託の禁止

乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要とされる場合については、甲と協議のうえ業務の一部を委託することができる。

9 総括責任者

乙は、本業務にあたって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

10 業務の適正な実施に係る事項

(1) 経理処理等について

本業務は、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援（地域魅力向上・発信支援））（以下、「交付金」という。）を活用した事業であり、乙は交付金要綱（令和 3 年 5 月 27 日付け復本第 1062 号）、交付金実施要綱（令和 3 年 5 月 27 日付け復本第 1062 号）、交付金経理処理等マニュアル及び町が策定した「地域魅力向上・発信事業計画」に基づき、適正な業務遂行、経理処理等を実施しなければならない。

(2) 個人情報保護

乙は個人情報を取り扱う場合には、桑折町個人情報保護条例に基づき適切に取り扱うこととし、本業務により得られた個人情報を本業務の目的外で使用することはできない。

(3) 守秘義務

乙は業務上知り得た秘密を他に漏らすこと、自己の利益のために使用することはできない。

(4) 著作権の帰属

甲へ納入した成果物に係る一切の権利は甲に帰属する。

11 その他

- (1) 乙は、本業務の期間において、甲との間で随時協議により事業を遂行するものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (2) 本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。